



サンセイランディック関西だより



サンセイニュース

長く続いた残暑も和らぎ、少しずつ心地よい季節となりましたね。気づけば今年も残り2ヶ月足らずで今年もあっという間に感じます。私の登場も1年半ぶりです。何をテーマに書いたかさっぱり記憶にございません！ちなみに弊社ホームページよりバックナンバーを閲覧できますので、過去の内容も読みたい方はぜひ覗いてみてください！

今回はいま話題の「地面師たち」について詳しくお話するわけではなく、配信と同じ7月に施行された法改正についてお話したいと思います。毎年何かしらの改正がなされており、手前味噌ですが、過去にこの関西便りで改正内容を知ったという非常にありがたいお声を頂くことも中にはございます。（私の内容なのかは不明ですが…）



さて皆様もご存知のことと思いますが、令和6年7月1日より宅地建物取引業者の報酬規程が改正され、不動産売買代金800万円以下のお取引において、仲介手数料の上限が33万円（税込）に引き上げられました。空き家等の流通促進を目的として国土交通省の取り組みによるものだそうです。これまでは、400万円以下の物件のみが対象だった特例措置ですが、今回の改正では売主買主双方から最大33万円まで受領できることとなります。この背景には、空き家の増加等の問題がございます。総務省が発表している「住宅・土地統計調査」によると、令和5年度の全国の空き家は900万戸となっており過去最高を記録しているそうです。今回の仲介手数料の上限引き上げによる法改正が空き家等の不動産流通を活性化させ、空き家問題解消の一手となっていくのか期待したいと思います。ちなみに弊社は底地を取り扱う業者ですが、ある程度の区画規模数になると一部所有権の空き家戸建等が含まれていることも中にはございます。そのような一部含まれる所有権についても日々工夫を凝らして販売方法の議論を重ね調査及び査定を行っております。

ややこしいイメージから敬遠しがちになられるかと存じますが、底地や底地に付属して一部所有権が含まれるような物件等、弊社へ一度ご相談いただけましたら、物件内容を一緒に整理するお手伝いからでもさせていただきますので、ぜひご用命いただけますと幸いです。弊社のノウハウをもって、仲介業者様をはじめすべての宅建業者様、土業のみならずさまの手の煩わしさを少しでも解消しながら、売主様の課題解決を行い社会貢献に取り組んで参りたく引き続き物件情報のご相談等よろしくお願いたします！

六法全書



社員のつぶやき

先月の話ですが、この度新しい家族にチワワを迎え入れることになりました！私の家族親族はみんなチワワ一家です。実家でもこの夏16歳で空へ旅立ったチワワと暮らしていました。まだまだ子供なので、昔もこんなことあったなあ〜と実家にいたチワワの仔犬の頃を思い出しながら、日々の成長を見守っているところです。ブラックタンという毛色で顔が真っ黒で、ちなみにタンというのは磨眉のことを言うそうです！毛色も成長とともに変わっていくためどんな成犬になっていくかわくわくしています。これからたくさん思い出を作り、私たち家族に癒しや笑顔を届けてくれることを楽しみに過ごしたいと思います！営業：水山（関西支店）



底地・居付きの情報をお寄せください!!



株式会社サンセイランディック



証券コード：3277



関西支店

〒541-0041 大阪市中央区北浜3-5-29

日本生命淀屋橋ビル12階

TEL：06-4706-0040(代表) FAX：06-4706-0045

京都支店

〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8

京都三井ビルディング6F（移転しました！）

TEL：075-241-0188(代表) FAX：075-241-0199

